

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	つがる市

つがる市鳥獣被害防止計画

令和6年2月26日作成

<連絡先>

担当部署名 青森県つがる市経済部農林水産課
所在地 青森県つがる市木造若緑61-1
電話番号 0173-42-2111
FAX番号 0173-42-3069
メールアドレス nousui@city.tsugaru.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、カラス、ニホンジカ、カルガモ、イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンザル
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	青森県つがる市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
アライグマ	野菜（スイカ）	1,032 千円／0.246 ha
	（メロン）	30 千円／0.004 ha
	（トウモロコシ）	77 千円／0.042 ha
	果樹（ぶどう）	26 千円／0.006 ha
カラス	野菜（スイカ、メロン） 果樹（リンゴ）	被害は発生しているが実態は把握できていない
ニホンジカ	—	—
カルガモ	水稲	被害は発生しているが実態は把握できていない
イノシシ	—	—
ハクビシン	野菜（スイカ）	1,032 千円／0.246 ha
	（メロン）	30 千円／0.004 ha
	（トウモロコシ）	77 千円／0.042 ha
	果樹（ぶどう）	26 千円／0.006 ha
ツキノワグマ	—	—
ニホンザル	—	—
合計		2,332 千円、0.597 ha

(2) 被害の傾向

①アライグマ

6月から8月にかけて、スイカとメロンの生育期から収穫期まで食害が発生している。被害区域は木造地区、森田地区及び柏地区であり、範囲は拡大しつつある。また、つがる市全域でぶどうとトウモロコシの被害件数が増加した。近年の被害傾向としては、全体の被害作物量・被害金額が増加し、被害作物が多種に及んでいる。

②カラス

6月から8月にかけて、スイカとメロンの生育期から収穫期まで、8月から10月にかけてリンゴの生育期から収穫期に食害が発生している。被害区域は市内全域である。特に収穫前の被害報告が増加している。

③ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報が確認されていることから、今後の農林業被害の発生が懸念される。

④カルガモ

6月から9月にかけて、水稻の生育期から収穫期までに食害が発生している。

⑤イノシシ

農林業被害の実態は確認できていないが、近隣市町で目撃情報があることから、今後の農林業被害の発生が懸念される

⑥ハクビシン

6月から8月にかけて、スイカとメロンの生育期から収穫期まで食害が発生している。被害区域は木造地区、森田地区及び柏地区であり、範囲は拡大しつつある。また、つがる市全域でぶどうとトウモロコシの被害件数が増加した。近年の被害傾向としては、全体の被害作物量・被害金額が増加し、被害作物が多種に及んでいる。

⑦ツキノワグマ

農林業被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報が確認されていることから、今後の農林業被害の発生が懸念される。

⑧ニホンザル

農作物被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報が確認されていることから、今後の農作物被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①アライグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	1,165 千円	1,048 千円
被害面積	0.30 ha	0.25 ha

②カラス

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

③ニホンジカ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

④カルガモ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

⑤イノシシ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

⑥ハクビシン

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	1,165 千円	1,048 千円
被害面積	0.30 ha	0.25 ha

⑦ツキノワグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

⑧ニホンザル

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	－ 千円	－ 千円
被害面積	－ ha	－ ha

※被害の把握が困難なことから、目標値を設定していない。

⑨合計

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	2,330 千円	2,096 千円
被害面積	0.60 ha	0.50 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【アライグマ】 公益社団法人つがる市シルバー人材センターへ有害鳥獣回収等業務委託し、箱わなによる捕獲を実施している。 生産者を中心に積極的に被害対策研修会等を実施している。 また、被害状況を把握するため、アンケート調査を行いその調査結果を踏まえ被害防止対策を図っている。</p> <p>【カラス】 猟友会へ捕獲を依頼し、銃器(ライフルを除く)による有害鳥獣捕獲を行っている。 鳥獣被害対策実施隊の隊員の任命を行い、若返りを図っている。</p> <p>【カルガモ】 猟友会へ捕獲を依頼し、銃器(ライフルを除く)による有害鳥獣捕獲を行っている。 鳥獣被害対策実施隊の隊員の任命を行い、若返りを図っている。</p>	<p>食害の発生後に箱わなの設置依頼をするケースが多いため、早期から生産者に箱わなの設置を促していく必要がある。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊の高齢化に伴い捕獲等の担い手の育成が急務となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農作物被害の拡大を防止するために、地域住民を対象に生態等に関する知識を再度周知する。 また、被害防止のための環境づくりを行うために、地域住民への啓発活動や放置された果実の後片付け等の環境管理に努める。 鳥獣の目撃情報が報告された際には、見回りや追い払い活動を実施している。</p>	
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

シルバー人材センターに委託している有害鳥獣回収等業務委託による農家等への箱わな設置指導及び鳥獣被害対策実施隊を活用し、継続的な農地巡回等により、農林業被害の軽減を図る。

農協職員及び農家等から被害状況の情報を聴取し、鳥獣の種類や出没場所、被害状況を把握することで、今後の捕獲等に活かす。

地域ぐるみの被害防止対策を強化するため、生産者だけでなく地域住民に対しても普及啓発活動を行う。

指定管理鳥獣であるニホンジカの被害を発生させないため、予防捕獲による有害鳥獣駆除を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業被害を受けた地域住民から依頼を受けた市が、鳥獣被害対策実施隊及びシルバー人材センターへの委託により、有害鳥獣捕獲を積極的に行う。

農林業被害の拡大を防止するため、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体に対しては、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	アライグマ	箱わなを積極的に活用する。
6年度 ～ 8年度	カラス	青森県猟友会つがる支部は高齢化等により減少傾向にあるため、猟友会への助成の拡大を検討しながら、若手狩猟者の育成を図る。
6年度 ～ 8年度	ニホンジカ	研修会の参加による技術情報の収集。見回りや追い払い活動の強化。
6年度 ～ 8年度	カルガモ	青森県猟友会つがる支部は高齢化等により減少傾向にあるため、猟友会への助成の拡大を検討しながら、若手狩猟者の育成を図る。
6年度 ～ 8年度	イノシシ	研修会の参加による技術情報の収集。見回りや追い払い活動の強化。
6年度 ～ 8年度	ハクビシン	箱わなを積極的に活用する。
6年度 ～ 8年度	ツキノワグマ	研修会の参加による技術情報の収集。見回りや追い払い活動の強化。
6年度 ～ 8年度	ニホンザル	研修会の参加による技術情報の収集。見回りや追い払い活動の強化。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び平成24年度に特定外来生物法に基づき策定した「つがる市アライグマ防除実施計画書」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

① アライグマ

被害件数が年々増加しており、スイカやトウモロコシへの食害が発生している地域が拡大しているため、可能な限り捕獲するものとする。

【捕獲実績 令和2年度：34頭、令和3年度：40頭、令和4年度：51頭】

② カラス

スイカ、リンゴへの食害が継続的に発生しており、近年の捕獲実績から捕獲計画数を100羽とする。

【捕獲実績 令和2年度：63羽、令和3年度：153羽、令和4年度：185羽】

③ ニホンジカ

未然に農林業被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

【捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：0頭】

④ カルガモ

水稻への食害が継続的に発生しており、捕獲計画数を100羽とする。

【捕獲実績 令和2年度：203羽、令和3年度：120羽、令和4年度：116羽】

⑤ イノシシ

未然に農林業被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

【捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：0頭】

⑥ ハクビシン

被害件数が年々増加しており、スイカやトウモロコシへの食害が発生している地域が拡大しているため、可能な限り捕獲するものとする。

【捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：17頭】

⑦ ツキノワグマ

未然に農林業被害を防止するため、予察を含め必要最小数の捕獲をする。

【捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：0頭】

⑧ ニホンザル

未然に農作物被害を防止するため、予察を含め必要最小数の捕獲をする。

【捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：0頭】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	100羽	100羽	100羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カルガモ	100羽	100羽	100羽
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>【アライグマ】 通年で箱わなによる捕獲を実施するが、特にスイカやトウモロコシの収穫前から収穫期にあたる6月から8月にかけて捕獲を強化する。</p> <p>【カラス】 通年で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を実施するが、特にスイカ、リンゴの生育期にあたる5月から9月にかけて捕獲を強化する。</p> <p>【ニホンジカ】 通年で、予察捕獲の許可を発行し、未然に農林業被害を防止するため可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【カルガモ】 銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を実施するが、特に水稻の生育期から収穫期にあたる5月から9月にかけて捕獲を強化する。</p> <p>【イノシシ】 通年で、予察捕獲の許可を発行し、未然に農林業被害を防止するため可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【ハクビシン】 通年で箱わなによる捕獲を実施するが、特にスイカやトウモロコシの収穫前から収穫期にあたる6月から8月にかけて捕獲を強化する。</p> <p>【ツキノワグマ】 捕獲対象は農地や民家周辺に常習的に出没する個体とし、未然に人的被害及び農林業被害を防止するため必要最小数の捕獲を行う。</p> <p>【ニホンザル】 通年で、予察捕獲の許可を発行し、未然に農作物被害を防止するため必要最小数の捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農林業被害の拡大を防止するため、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体に対しては、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
つがる市	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	アライグマ カラス ニホンジカ カルガモ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ ニホンザル	農林業被害の拡大を防止するために、地域住民を対象に生態等に関する知識を再度周知する。 また、被害防止のための環境づくりを行うために、地域住民への啓発活動や放置された果実の後片付け等の環境管理に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

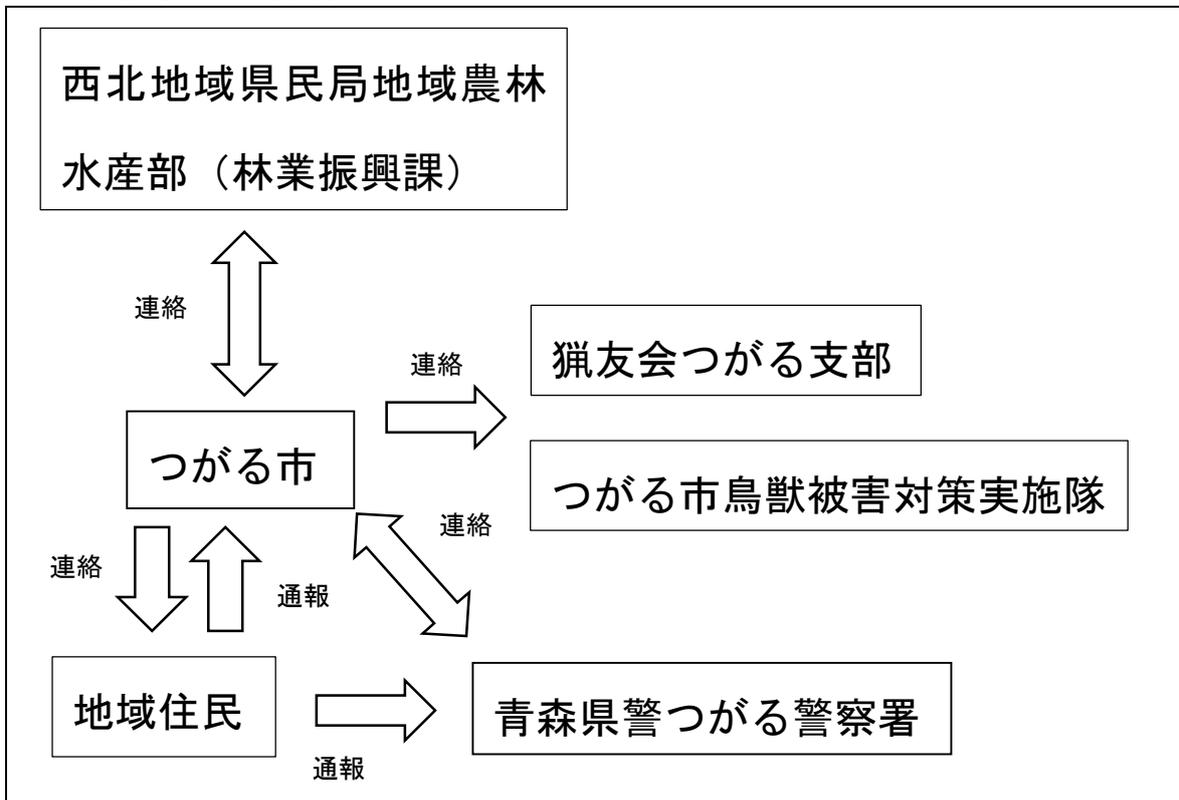
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
つがる市	連絡窓口となり、防災無線等により市民の周知を図るとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を行う。
つがる市鳥獣被害対策実施隊 (一社)青森県猟友会つがる支部	対象鳥獣の捕獲活動の実施及び意見提言を行う。
西北地域県民局地域農林水産部(林業振興課)	対象鳥獣による被害防止に関する指導、助言を行う。
つがる警察署	銃刀法に基づき、安全管理指導、助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「つがる市ライグマ防除実施計画」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、つがる市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、つがる市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員であるつがる市等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	つがる市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
つがる市農林水産課	被害防止対策指導等の啓発活動や関係機関への連絡調整を行う。
(一社)青森県猟友会つがる支部	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。
つがる市自治会連合会	地域住民の協力体制の構築を行う。
ごしょつがる農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
つがるにしきた農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
西北地域県民局地域農林水産部 (林業振興課、農業普及振興室、オブザーバー)	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
/	/

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・つがる市鳥獣被害対策実施隊の設置
平成28年5月13日に設置。実施隊員は、任命または指名された市職員及びつがる市猟友会員により構成する。隊員数は26名。(令和5年9月1日現在)
- ・つがる市鳥獣被害対策実施隊の活動内容
被害防止計画の実施に取り組むため、関係機関との連携を密にする。
被害農家等への啓発や防除方法の指導を行う。
対象鳥獣の捕獲及び追い払いを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町や関係機関と連携を図っていく。 対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
--